

# 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要

## 改正の背景

- ・2012年の動物愛護管理法改正の際に、法施行後5年を経過した場合の見直し条項を規定  
特に以下については必要な検討を行うことを規定

- ①幼齢の犬猫の販売等の制限（販売日齢の規制）      ②マイクロチップの装着の義務づけ

動物取扱業のさらなる適正化  
動物の不適切な取扱いへの対応の強化

## 主な改正内容

### **1. 動物の所有者等が遵守すべき責務規定を明確化**

### **2. 第一種動物取扱業による適正飼養等の促進等**

- ①登録拒否事由の追加
- ②環境省令で定める遵守基準を具体的に明示  
遵守基準：飼養施設の構造・規模、環境の管理、繁殖の方法等
- ③犬・猫の販売場所を事業所に限定
- ④出生後56日（8週）を経過しない犬又は猫の販売等を制限

### **3. 動物の適正飼養のための規制の強化**

- ①適正飼養が困難な場合の繁殖防止の義務化
- ②都道府県知事による指導、助言、報告徴収、立入検査等を規定
- ③特定動物（危険動物）に関する規制の強化  
・愛玩目的での飼養等を禁止・特定動物の交雑種を規制対象に追加
- ④動物虐待に対する罰則の引き上げ  
殺傷：懲役5年、罰金500万円←懲役2年、罰金200万円  
虐待・遺棄：懲役1年、罰金100万円←罰金100万円

### **4. 都道府県等の措置等の拡充**

- ①動物愛護管理センターの業務を規定
- ②動物愛護管理担当職員の拡充
- ③所有者不明の犬猫の引取りを拒否できる場合を規定

### **5. マイクロチップの装着等**

- ①犬猫の繁殖業者等にマイクロチップの装着・登録を義務付ける（義務対象者以外には努力義務を課す）
- ②登録を受けた犬猫を所有した者に変更届出を義務付ける

### **6. その他**

- ①殺処分の方法に係る国際的動向の考慮
- ②獣医師による虐待の通報の義務化
- ③関係機関の連携の強化
- ④地方公共団体に対する財政措置
- ⑤施行後5年を目途に必要な措置を講ずる検討条項